

被災された皆さまへ大切なお知らせ

早朝健診の日程を延期します

早朝健診の日程を8月から11月へ変更します。申し込みをされた方には、順次、通知にて日程変更についてお知らせしていますが、ご不明な点は町健康福祉課までご連絡ください。

●健康相談を希望する場合

今回の水害で健康に不安のある方は、町健康福祉課までご連絡ください。

申・問 町健康福祉課（☎852・5180）

床上浸水による被害への衛生対策

床上浸水の被害を受けた建物は、感染症予防のため消毒が必要となります。

▶業者による消毒を希望する場合

- ①泥の除去
- ②水での洗浄
- ③雑巾等での水分の拭き取り
- ④乾燥

の作業を全てご自身で終えたのち、町健康福祉課へご連絡・お申し込みください。

▶ご自身で消毒作業を実施する場合

専用の消毒液を配布していますので、清潔なペットボトル（500ミリ升以下）を町健康福祉課までご持参ください。

※床下や庭などの消毒は原則不要です。

申・問 町健康福祉課（☎852・5180）

後期高齢者医療保険料の減免

後期高齢者医療保険料は家屋の被害状況により、減免を受けられる場合があります。

申請を行う方は以下の書類をご提出ください。**①～⑤**の様式は、役場窓口または町ホームページより取得のうえ、ご記入ください。**⑥～⑩**につきましては各自ご用意ください。**⑦と⑨**につきましては可能であればご提出ください。

▶提出いただく書類

- ①減免申請書（様式第2号）、②収入等申告書（様式第3号）、③同意書（様式第4号）、④聞き取り調査票、⑤減免申請添付書類、⑥り災証明書（消防署が発行しています）、⑦家屋の評価額が分かる書類（固定資産税評価証明書、課税明細書など）、⑧補てんされる金額が分かる書類（保険金交付決定通知など）、⑨被害額が分かる書類（復旧にかかった費用の領收書など）、⑩希望振込先の分かる書類（通帳の写し）

※保険料の減免額は決定次第通知します。

なお、審査の決定は県広域連合となります。町では減免の対象かどうかの確認は致しかねます。

問 町健康福祉課（☎852・5108）

介護保険料の減免

介護保険料が減免になる場合があります。対象となる方には、町で被災の状況を確認後、通知を送付する予定です。なお、通知を待たずに町健康福祉課窓口で申請手続きをしていただくことも可能です（申請書等は窓口または町ホームページから取得できます）。

審査の結果、減免に該当しない場合もあることをご了承ください。

▶対象となる方

災害により、被保険者または被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方が居住する住宅、家財等が床上浸水等で損害を受けた方

▶必要書類

- ①介護保険料減免申請書
- ②口座届出書（還付送金を希望する口座）
- ③今回の災害で支払われた保険金等の金額がわかるもの（損害保険等に加入している場合）

※他に必要な書類がある場合、追加で求めることができます。

申・問 町健康福祉課（☎852・5107）

住宅リフォームを補助

▶対象

半壊または床上浸水以上の住宅被害を受けた方
※り災証明書を添付してください

▶補助対象工事

- ①～③すべてを満たすもの
- ①大雨に起因する被害か所の原形復旧を目的とする工事
- ②町内に店舗を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの
- ③補助対象工事費が50万円以上（税込み）のもの

▶補助金額

補助対象工事費の5分の1、上限8万円
※県でも同様の補助事業を実施しており、補助金額は補助対象工事費の10分の1・上限8万円です。
町と県の両方の申請が可能です。

問 町建設課（☎852・5252）
秋田地域振興局建設部建築住宅課（☎860・3491）

東北電力から災害に関する特別措置のお知らせ

被災されたお客様に対する電気料金等の特別措置がありますので、以下の連絡先または最寄りの東北電力窓口へお申し出ください。

問 東北電力カスタマーセンター
(☎0120・066・774／受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）午前9時～午後5時）

大雨被害に伴う町有施設の一部利用休止

以下の施設の一般利用を当面の間休止します。

- 町民センター ※避難所になっているため
- 広域体育館 ※支援物資の保管場所となっているため
- 屋内温水プール ※施設の電気系統の回復見通しが立っていないため

問 町教育委員会生涯学習課（☎852・4411）

災害に伴う寄付金を受け付けています

町では災害復旧や被災者支援を目的とした寄付金（災害支援）を受け付けています。

▶ふるさと納税による寄付金の申し込み

問 町まちづくり課（☎852・5361）

▶その他の方法による寄付金の申し込み

問 町総務課（☎852・5332）

※詳細は、町ホームページに掲載しております。



農地・林道等に被害を受けた方へ

所有農地が被災された方は、被害状況を下記の連絡先へお電話ください。なお、農道にあがった流木やごみ等については、可能な範囲で路肩に集積いただくようお願いいたします。

問 町農林振興課農政担当（☎852・5215）

林道が決壊している、家の裏山が崩れているなど、お気づきの点がありましたら下記の連絡先へお電話ください。

問 町農林振興課林政担当（☎852・5233）

大雨の記録・被害の概要（7月26日時点）

▶建物被害状況

- 住家床上浸水 399棟
- 住家床下浸水 200棟
- 非住家浸水 443棟
- 合 計 1,092棟

▶町が管理する公共土木施設の被害

- 町 道 / 高崎広ヶ野線、黒土山内線など 9か所
- 河 川 / 北ノ又川、猿田沢川など 25か所
- 橋 梁 / 広徳寺橋、坊村橋など 4か所

▶農地・農業施設被害

- 農地への冠水面積 410.50ha
(水稻 : 385.62ha、大豆 : 23.11ha、枝豆 : 1.77ha)
- 冠水により土砂が上がっている面積 150ha
- 農業用ポンプの冠水による故障 18か所

▶人的被害

1人（災害関連死）

大雨災害の時系列

7月14日金

- 13:00 町災害準備室（第1配備）を設置
- 18:00 自主避難所3施設を開設

7月15日土

- 6:00 町災害警戒対策室（第2配備）を設置
- 7:15 土砂災害警戒情報 発表
- 7:32 洪水警報 発表
- 8:00 全町に避難指示（土砂災害・洪水）を発令
避難所9施設を開設
- 10:00 町災害警戒対策部（第3配備）を設置
- 10:30 馬場目川氾濫警戒情報 発表
- 12:00 馬場目川氾濫危険情報 発表
内川地区に緊急安全確保（洪水）を発令
(52世帯 98人)
- 13:00 町災害対策本部（第4配備）を設置
- 17:00 全町に緊急安全確保（洪水）を発令
(900世帯 1,880人)
- 21:00 指定避難所に588人が避難

7月17日月

- 8:30 全町への緊急安全確保（洪水）を解除
避難所4施設を閉鎖

7月19日火

- 9:00 全町への避難指示（土砂災害）を解除

7月21日金

- 18:00 避難所5施設（広域体育館、朝市ふれあい館、富津内地区公民館、馬場目地区公民館、矢場崎集会所）を閉鎖
避難所1施設（町民センター）を開設